



# 「里海」って何だろう？

—沿海域の利用とローカルルールの活用—

中島 満 (フリーライター)

(なかじま・みつる) プロフィール

1949年埼玉県生まれ。1973年横浜市立大学社会学科卒。水産業界紙記者・編集者を経て、1995年まな出版企画設立、同社代表として現在に至る。フリーライターとして、海・魚(漁業史)と食(文化史)をジャンルに著作の発表を続ける。WEBサイト「MANA しんぶん」(<http://www.manabook.jp>)主宰、また、ザッコロジスト(雑魚名考証家)として、近世往来物「魚字尽」(うおじづくし)狩谷椋斎「箋注倭名類聚抄」(龍魚・亀貝類)の研究の成果をWEBサイト「真名真魚字典」及び「今様魚字尽」「箋注倭名類聚抄・現代語訳注」で公開中。(主な著作)「接点の海—富津漁民群像」(共著『闘いの海から』現代技術評論社所収)1974年、「補償済み海面の不思議な性格—千葉県富津町」「元祖漁業権—ハゼ釣りの共同漁業権「京都府久美浜湾」」(『海の「守り人」論』まな出版企画所収)1996年。『若狭の漁師、四季の魚ばなし』(貝井春治郎著、中島聞き書き)草思社、1996年。「和歌山県すさみ・徳島県牟岐・東京湾お台場の事例紹介」(共著『ローカルルールの研究』まな出版企画所収)2006年。東京新聞木曜掲載コラム「味

探検」1997年～2005年連載445回。「お水さまと富士参り」（共著・NHK知るを楽しむ 歴史に好奇心テキスト『江戸時代夏の一日』）2006年。「東明慧日禅師の偉大な足跡」（『白雲庵物語』所収）2007年。

『水産振興』（財団法人東京水産振興会）第四八七号：平成二十年七月一日発行

## ○目次

はじめに

第1章 「漁業的利用」と「市民的利用」

第2章 漁場を市民に開放する漁業的利用の事例

第3章 漁業者によるNPO設立と里海づくり

第4章 漁業権放棄済み海面に誕生した里海

あとがき—金萬智男さんに聞く

本文注記／別文「打瀬網（木造和船）を作るぞ！」

## はじめに

この数年、沿岸域の海や海岸の利用を語るときに「里海」という言葉が使われるようになってきました。

「里山」については、「人里近くにあつて、その土地に住んでいる人の暮らしと密接に結びついている山・森」と『広辞苑』に載るように、里山をとおして自然環境と人の暮らしの関わりをみなおそうとする考え方が、広く定着しているということでしょう。**〔注1〕**

里海をどう考えどんな行動につなげるのか？

一方、同じ自然域で、山を海におきかえた「里海」は、まだ具体的な定義も定まらない段階ですが、二〇〇八年二月から四月にかけて、各地でNPO団体、漁業者に国、自治体が共催で開催された「里海」をテーマにしたシンポジウムや、その主催者たちによって「里海」をどう考え、具体的にどんな行動につなげていくのかについて漸く煮詰まってきた段階です。**〔注2〕**

「里海」について、研究者・官・民により定義を含めた具体的な発言を、筆者の把握している範囲で整理してみました。

- (1) 里海(さとうみ)：「海の生物と自然生態系を持続的に維持し開発していく海域」  
Ⅱ 「適切に人の手が加わることにより生物の多様性と生産性が維持された豊かで美しい海域」「水産の多面的機能を環境再生に生かす」「沿岸域の総合管理をめざそう」……九州大学教授・柳哲雄氏『里海論』〔注3〕、瀬戸内海環境保全協会（環境省所管）、広島大学名誉教授・松田治氏らが、平成十九年三月に開かれた「瀬戸内海研究会議ワークショップ」などで提示されている整理です。さらに、京都大学による、京都大学フィールド科学教育研究センター編（山下洋監修）「森里海連環学―森から海までの統合的管理を目指して」（二〇〇七年）や、広島大学に設けられている〈「里海」創生プロジェクト研究センター〉が提示している考え方も合い通じる行動事業推進マニュアルといえます。

里浜とは「海辺と人々とのつながり」を現代の暮らしにのみがえらせる浜

- (2) 里浜(さとほま)：「里浜づくり宣言」（二〇〇三年五月）（国土交通省港湾局のホームページより）：「里浜」とは、多様で豊かなかつての「海辺と人々とのつながり」を現代の暮らしに適う形で蘇らせた浜のことです。また、「里浜づくり」とは、地域の人々が、海辺と自分たちの地域のかかわりがどうあるべきかを災害防止のあり方を含めて議論し、海辺を地域の共有空間（コモンス）として意識しながら、長い時間をかけて、地域の人々と海辺と海辺との固有のつながりを培い、育て、つくりだしていく運動や様々な取り組みと定義しています。

閉鎖性の強い海域での里海創生

- (3) 里海創生：環境省は、瀬戸内海等の内湾内海の閉鎖性の強い海域で「21世紀環境立国戦略」にそった藻場干潟の保全再生、水質汚濁対策など「里海創生支援事業」を始めています。(1)の政策実現ともかかわります。

漁業白書(水産庁)でとりあげられた「里海再生」づくり

- (4) 里としての海：水産庁は、「水産業・漁村の多面的機能」（水産基本法）を活かした藻場干潟の保全再生、漁民の森づくり支援、都市の人々の漁業体験・環境

学習支援事業を「里海（うみ）づくり」と呼んでいます。**〔注4〕**平成十九年度「水産白書」において、水産庁として、はじめて「里海」を取り上げ、第一章第三節「我が国の豊かな海の再生に向けて」のなかで、「『里海』の再生をめざして」として、「近年は、都市住民も参加できる『里海』再生に向けた取組が増加しており、沿岸の環境保全とともに、都市と漁村の相互理解が深まることによる広域的な協働体の形成、漁村の活性化の効果も期待されています。」と触れています。また、「里海」および「再生」活動の事例として、NPO法人盤州里海の会「干潟で学ぶ里海再生」と、横浜市金沢八景における「東京湾アマモ場再生会議」の活動が紹介されています。

#### 海洋基本法「海洋基本計画」の総合的管理と里海

(5) 里海：二〇〇七年四月成立した「海洋基本法」に基づく「海洋基本計画」にも二ヶ所「里海」が書き込まれました。国が海洋の「総合的管理」という方向性の中で「里海」を施策化する時代になったのです。**〔注5〕**

#### 漁業者の活動としての里海づくりの提案

(6) 漁業者によるNPO活動として「里海」づくりの提案と行動**〔注6〕**：①千葉県木更津（金田漁協所属）金萬 智男さんをリーダーとする「盤州里海の会」、②徳島県漁業青年部を中心として結成された「徳島海生会」の活動、③熊本県鏡地区の浜辺誠司さんをリーダーとする「天明水の会」の活動（いのちの森づくり）など、④静岡県浜松市に二〇〇七年うまれた浜名漁協の組合員と市民、観光協会とがともに浜名湖を中心とした里海づくりを目指そうと設立した「はまなこ里海の会」の活動など。

#### 市民・地域活動としての沿岸環境保全と里海づくり

(7) 市民（住民）からの「里海」づくりへのかかわり：①高知県柏島で「里海」づくりの活動をしているNPO「黒潮実感センター」（リーダー・神田優さん）や、大分県中津干潟を中心に活動するNPO「水辺に遊ぶ会」（リーダー・足利由紀子さん）、②沿岸域環境の保全・再生・創出や自然と共生する海辺づくりをめざす活動を続けるNPO「海辺づくり研究会」、③「海をつくる会」などの東京湾を拠点として活動するNPO団体など。**〔注7〕**

これまで、沿岸域において、藻場や干潟再生に取り組んできたNPO組織などの活動が先行してきましたが、各地のこうした海の環境保護保全活動が、行政施策と連動した「里海」づくりとなつて、ようやく盛り上がりを見せ始めました。

「里山」と「里海」の違いはどこにあるのか？

里海が、環境や地域を見直す「あいことば」になつて里山と同じように広く海に関心をもってもらうきっかけになればと思いますが、そのとき、里海と里山の違いに目を向けておく必要があります。

つまり、里、山、海という自然域を管理利用し、所有する権利の内容の違いです。

「里山」の土地は私有共有・入会など所有の差はあれ、原則登記され、権利関係が明らかです。ところが「里海」はどうでしょう。

人と自然域との関わりという意味では変わりありませんが、海を人が利用するときの関係はすこし違いがでてきます。

## 見落としがちな「地域」のルール

海は、誰の所有にも属さない「誰のものでもない」性格をもっています。言い換えれば「みんなのもの」です。**〔注8〕** 「誰のものでもない」は、勝手に利用できる関係ではありません。海の利用者間のトラブルが起きないように地域の自主的なルールができ、それを維持する仕組みとともに、地域内外の利用者「みんなで利用するためのルール」ができています。

地域のみんなで利用するための「ルール」と法律で定められた「漁業権」の二つに着目しよう

具体的には、「なりわい」（漁業）と「くらし」（海藻採り）や、文化的祭事などの地域と地先の海との関わりの歴史が、地域内だけではなく、地域外の人にも働く「地域ルール」（ローカルルール）として機能してきました。

それでは「漁業権」とは何でしょう。みんなで利用するために形成されてきた「地域ルール」のうちの「漁業を安定して営む」ために、法律の権利に書き換えたものが、漁業法の「漁業権」なのです。つまり、海沿いの漁村集落のような「地域」には、法律に規定された漁業権と、地域が自主的に形成してきた「地域ルール」が重なりあう

ように機能しているのです。

もう一度「なぜ今、里海なのか」を考えてみましょう。今、漁業は苦境に立たされ、漁村は疲弊し「地域」は大きく変貌しました。黙っていても、海沿いの地域を代表する主体者は「漁業者」や「漁協」であると、国民だれもが納得できた時代が変わろうとしています。

海沿いの地域に、漁業者がその地域の代表であることに納得できない人々が増えてきたり、地先の海に、地域から離れたマチからの入域者が増えてくると、もともと見えずらい「地域ルール」「漁業権」を理解できないまま、「みんなのもの」の「みんな」の幅が勝手に広がっていくやっかいな現象が起こってきます。【注9】

## 新しい海との関わりが生む「里海」

しかし、「地域」と「地先」の海との関わりが注目され、「里海づくり」が多様に行われ始めたときだからこそ、その地域で形成された（あるいは、されつつある）自主的ルールの存在に眼を向けることが、「里海づくり」を円滑に進ませるだけでなく、沿

岸漁業の多面的機能を活用しながら、他産業や市民の海の利用願望に答えることにつながるはずなのです。

### 沿岸漁業と漁協・地域の多面的機能の活用

このような沿岸域の実態として機能しているルールに対して、「わかりにくい」「因習」と避けても、何度かトラブルを経験したり、ひとたび海難事故や重油流出事故がおきると、普段あまり知られることのない漁師魂や漁村の人々の強い結束力を眼にすることがあるはずです。

海の自然域を、多くの人々が利用するようになればなるほど、実は、管理や利用の安定度を高めるには、地域ルールを培ってきた地域の人々の存在が必要です。海だけではなく広く自然域の利用に関して形成された「ローカルルール」は、地域が変貌を遂げ、漁業生産が縮小した現在においても、実態を変えながらも維持され、あるいは新しい姿となってその地域で息づいてきました。【注10】

ローカルルールを生かすほうが低コストで  
しかも沿岸域の管理利用の安定度がます

地域外の人々がその地域の地先の海や海岸域を利用する場合には、かえって、このローカルルールを活かす方が、低いコストで、現実の管理利用の安定度が増すことに着目すべきではないでしょうか。

本稿では、第一章において、「里海」ということばで表される沿岸域の利用が、これまで、漁業という産業としての利用（漁業的利用）や、漁業者を中心に海沿いに住む人々の生活に結びついた利用（慣習的利用）に加えて、地域外や漁業者以外の人びとによる利用（市民的利用）とが、漁業制度の枠組みを維持しながらも、「漁業」の定義を一步踏み越えた解釈をしなければならないような新しい海（漁場）の利用の姿が、各地で起こり始めているのではないのか、ということ指摘してみたいと思います。

第二章においては、沿岸域の利用が、より多面的な展開を見せている具体的事例をあげ、「漁業的利用」と「市民的利用」とが漁業者の積極的な漁場の開放姿勢を打ち出すローカルルールの創出によって、漁業を営む漁業生産には直接結びついてはいないが、「環境教育的利用」をもふくめて新しい姿の漁業産業の姿が芽生えている事例を紹介します。

第三章においては、「里海再生」や「里海づくり」というNPO法人の活動のなかで

も、漁業者が中心になって組織されたNPO法人の活動事例を紹介し、従来の海の利用関係においては実現できなかった、まったく新しい海の利用メニューが生れてきた事例を、海の「環境教育的利用」という視点から紹介したいと思います。

第四章には、漁業権が完全放棄された海面に例をとり、「地域」と「地先」の関係を考えたとき、本来「地域ルール」が消失しているはずなのに、旧漁場を利用していた元漁業者やその後継者や、他地区漁業者によるボランティア的な協力関係をとおして、古くからの地域ルールがしっかりと息づいている関係がみられる事例を紹介します。本章を、最後に紹介するのは、この海の利用関係が、「里海」と「地域づくり」という現代的な課題を実現する大切な事例になっていることを提示してみたいのです。「地域」と「地先」の海の間わりを通して、安定した海の利用関係呼び込むための、「ローカルルール」の役割を見直し、漁業者と地域の人々だからこそ創りだせる「里海」づくりを核においた「地域づくり」に注目したいと思います。

## 第1章 「漁業的利用」と「市民的利用」

まず、本稿でいう「ローカルルール」（地域ルール）とは、どういうルールのことをいうのかについて、整理してみます。

著者が、編集者・共著者として制作発行した、浜本幸生監修著『海の「守り人」論』（一九九六年）では、漁業者と地域の漁業協同組合を、「海の守り人」（うみのもりびと）として位置づけ、「漁業的利用」だけではなく、ひろく国民みんなが地先の海を利用するとき、海を生業の場としてきたプロの技術と知識経験をいかして、海と人のかかわり方について、どのような役割を演じることができのかを、「海の入会権」（漁業権）と、「地先の海を管理調整してきた慣習」（地先権）の生かし方を紹介しながら、具体的な提案を行ってみました。

資源や環境の持続的利用のために  
「総有」「入会」の仕組みをいかそう

「海は誰のものだろうか？」という、普通にわく発想の答えにつなげることができるように、浜本幸生さんのわかりやすい漁業権についての説法と、環境経済、資源利用、海洋文化の研究者たちとの対談をとおして、人と社会・経済、自然とのかかわりかたとして、「資源」や「環境」の持続的利用を図っていくためには、農林漁業生産を生業

とする人々が暮らす地域社会に特徴的な「総有（そうゆう）」や「入会（いりあい）」の考え方が有効であることを示しました。

従来は、「漁業権」や「入会権」、あるいは「慣習」という法システムの用語を当てはめて、法律、社会、経済、歴史等の社会科学的研究や水産学の業績が築き上げてきた事実に基づき導きだされる解釈を与えることで、権利の性格を表現し、テーマを論じてきました。ところが、海の利用をめぐる、一人のダイバーが起こした訴訟について、こうした既存の概念を当てはめるだけでは、その解釈や定義をじゅうぶんに説明しきれない、やっかいだが、また、ある意味では、実に興味深い事件がおきたのです。

大瀬埼ダイビングスポット裁判から学んだこと

静岡県大瀬埼沖に地元漁協が設置したダイビングスポットをめぐるの裁判「大瀬埼ダイビングスポット裁判」です。[\[注11\]](#)

漁協に免許された共同漁業権水域に、ダイビングスポット（以下略す場合は「DS」）を設置し、そこを利用し潜水を楽しみたいダイバーが、DSを利用するたびに三四〇円の「潜水（利用）料」を地元漁協に支払い、その支払いは、「潜水整理券」の購入代金として漁協の収入となりました。



これだけみれば、水族館に入場料を払うことや、スポーツクラブに一回券を購入して一定時間施設を利用することとたいして変わらぬことのように見えますが、これが大きく異なります。DSが設定される水面は、「公共用水面」であり、いわば「誰の所有にも属していない」、国のものでも、地域のものでも、漁協のものでもなく、漁業者や、地域住民のものでも国民のものでもない。つまり、「だれのものでもない」海なのです。

この公共用水面の法律的な性格については、『海の「守り人」論』に詳述しているので、本稿では省きますが、公共用水面に設定される漁業権の権利の性格については、次のような整理をしておきます。

#### 海の市民的利用の「みんな」を考える

地元漁協が漁業法に基づき免許を受けて設定されている漁業権水域において、「漁業的利用」の場合は排他性（妨害排除・妨害予防請求権）を持つが、また、一方で、漁業という営業の妨害をせず、海のレジャーを楽しむたいとする「善良なる市民」の漁業権水域への入域を、やめさせたり、排除できるような規定は漁業法に限らず現行法規には存在しません。（ここで、公共用水面における「善良なる市民」による海の利

用を、「漁業的利用」に対し「市民的利用」ということばを与えます。）

こうして公共用水面に設定されたDSに対して、その水域を利用しようと思つているダイバーが、漁協に「潜水料を徴収する法的な根拠がないのに払わされるのは、違法を知って利用料を取ろうとする詐欺行為ではないか」と、疑問を抱いたとしても、なんの不思議でもないことでした。そして、この疑問を抱いたダイビング愛好家のKさんは、全国のダイビング好きの人たちに代わって、自分が主張をしようという正義心を發揮して、地元漁協を相手どり裁判を起こしたというわけです。

#### 「潜水料」を漁協が徴収するのに違法性はない

その漁協の違法についての事実の正否は、筆者を含む「大瀬崎DS裁判研究会」の共同研究によって制作された佐竹五六・池田恒男ほか著『ローカルルールの研究』に詳述されているので、結論のみ記せば、同各氏の論述と判決の通り「違法はない」とが示されています。〔注12〕ただし、それはさておき、このようなKさんの提訴自体は、健全な発想による行動と考えてよいでしょう。

## なぜ「ローカルルール」なのでしょう？

このような、発想で提訴に踏み切った善良なる一市民のKさん。彼が訴えて求めた請求金額は、慰謝料を含めてもそれほど高いという金額でもありません。しかし、地裁（漁協側勝訴、Kさん控訴）、高裁（Kさん勝訴、漁協側上告）から最高裁で「審理不尽」差し戻しとなり、差し戻し高裁判決で漁協側が勝訴、Kさんは控訴せず結審するまでに、なんと、四回の判決が出され、その間、実に足掛け一〇年という歳月を費やさなければならなかったのです。

そして、一回三四〇円の潜水利用料を地元漁協が徴収する法律的根拠はある、と裁判所が認定しました。

ローカルルールの研究でわかったことは？

それでは、Kさんの訴えを退け、漁協側の勝訴が確定した一連のDS裁判の判決について、『ローカルルールの研究』において、専門の研究者や、行政実務経験の豊富な論者たちが四百頁になろうという論述を起こし、結論として何を証明し、評釈しようとしたのでしょうか。

それぞれの論文は、法律や漁業の専門知識を持たない読者にとっては、近代的所有権成立過程や漁業権制度史を踏まえた論証・論拠を逐一明示した各論文を読解するには苦勞する内容を含むかもしれません。しかし、論者たちがそれぞれに導き出した結論は、ほぼ一致していて、論述の難解さに反し、いたって簡明であったのです。

それは、地域社会が安定した秩序の維持を図ろうと自主的に創出した「地域社会のルール」（つまり「生ける法」）の存在が、「潜水利用料の徴収」の法的根拠とする「前提」にある、ということを確認できたのです。

地域社会で実態として形成された「生ける法」をローカルルールと呼ぼう

では、ここにいう「地域社会のルール」とはどういうことでしょうか。オーストリアの法律学者「エーリッヒの唱えた……国家の制定法に対して、社会の中で人々の規範意識に支えられて行われている法」としての「生ける法」（有斐閣『法律学小辞典』十三頁）の概念をあてはめて、「地域社会において実態として形成されたルール」を「ローカルルール」と呼ぶことにしましょう。

つまり、地先海面における「海のローカルルール」が、漁業法の漁業権と、海の入会権としての漁業権と、地先海面における漁場行使の慣習実態（地先権）等が相互に

補完しあいながら、漁協、入会集団や、新たに地域社会に形成された住民団体や産業団体などとの間で（当然自治体も関与することになる）自主的に合意形成されて地域社会の安定したルールとして定着していったのです。とくに、「海のローカルルール」において、「市民の利用」をどのように位置づけるかがカギとなってきます。

#### ローカルルールの形成が市民の利用を支える

その意味もあり、浜本幸生氏の「漁業法制度と遊漁の位置づけ」（浜本幸生、一九八九年）の整理を基本におき、ローカルルールの実態を加味し、「漁業の利用」「入会の利用」「市民の利用」の三つの態様に区分けして、その内容を整理してみました（表1「地先海面の水面利用のパターン」）ので、参考にしてみてください。

冒頭に書きましたが、「漁村は疲弊し、地域は大きく変貌し、黙っていても、海沿いの地域を代表する主体者は“漁業者”“漁協”であると、国民だれもが納得できた時代が変わろうとしている」のです。つまり、従来の漁業法の歴史を中心とした、地域と地先海面の管理と利用の仕組みの理解や解釈だけでは、各地の地先海面で起きている海の利用実態を説明しづらくなってきたということなのです。

海洋基本法でいう「総合的かつ一体的」  
に行う海の管理ってどんな管理だろう？

2007年4月に「海洋基本法」が制定され、二〇〇八年三月には、同法に基づく海洋基本計画が閣議決定されました。同法第六条「海洋の管理は……総合的かつ一体的に行わなければならない」ということは、つまり、これからは、国を管理者として海洋を管理しよう、ということです。

しかし、総合的管理を行おうにも、日本列島、島嶼の津々浦々の沿海部には、疲弊し変貌したといえども、旧来どおりの近世以来メンメンと引き継がれてきた、漁業漁村地域ごとにその地先海面を利用管理し、利用者同士の調整によって維持されてきた実態が存在していることを忘れてはなりません。「海洋基本計画」には、このことをふまえて、「管理にあたっては、こうした実態を十分踏まえるとともに、必要に応じ、関係者の円滑な調整のための環境整備を行うこと」（第1部5「海洋の総合的管理」十二頁）と明記してあります。

「里海を考える視点」とは「実態」として形成される仕組みに目を向けること

本稿において、「里海」を考える視点ということ、改めて示せば、地先海面の利用において、実態を構成してきた「漁業の利用」と「入会的利用」の関係に、「市民の利用」の関係を組み込んだ、地先海面利用実態の仕組みを再構築して見る必要があるのではないのか、ということです。つまり、この再構築によって、みんなが納得して利用する仕組みが、備わった地先の海（あるいは広義には沿岸域）を「里海」という言葉で言おうではないか、ということなのです。

## 第2章 漁場を市民に開放する漁業的利用の事例

地先水面において「漁業的利用」と「入会的利用」実態を背景に、地域社会が自主的に「市民の利用」のルールを取り入れ、「里海」の利用を創出したり、あるいは創出しつつある事例を紹介してみましよう。いずれも、新聞テレビ等で取り上げられたこともある最近時の事例ですが、この事実を報道している内容には、この事例の背景に存在する、「地先海面」で起きている一つ一つの事象が、「里海」という海の利用関係において、「漁業権」や「地先権」、あるいは「入会権」や「慣習」というこれまでの

海において認め合ってきた権利と慣習とローカルルールがからまりあつた現象として現れていることについては、まったく触れられてはいません。報道する送り手側も、また受け手である視聴者や読者もそのことにほとんど気づいていないようなのです。

里海「利用」の仕組みは、漁業権や地先権や慣習の作り出す現象に目を向けると見えてくる

このことが、一見古臭い権利関係とみられがちな漁業権や地先権や、入会（いりあい）や総有（そうゆう）といった考え方とともに、現代市民社会のまさに人々の暮らしの中に、「里海」を利用するという、海の現代的利用を考える視点に深くかかわっていることの証左であるように思います。

【事例1】和歌山県すさみ町「すさみ漁協」

### 地先権の自主的開放により漁協が取り組んだDS事業

紀伊半島南西端、太平洋枯木灘に面した和歌山県すさみ町の「すさみ漁協」【注13】

が取り組んでいるダイビング事業は、ローカルルールが機能するための大切な条件が示されています。本稿が提示しているテーマのキーワードとなっている「里海を利用する」ということは、既存の海の利用ルールにどのような変化がおきているかの実体を示すことで理解されるはずです。そして「市民」の利用を受け入れるために地域社会が創出したローカルルールのなかに、この「漁業権」と「地先権」の慣習が、象徴的に、機能的に組み込まれていることをこの事例から見てみます。

海を「開放」するってどういうことだろう？

漁協の本所（周参見）および四支所（見老津・江須之川・江住・里野）の五地区（集落としては周参見が三ヶ所、他が四ヶ所）の地先海面には、一個の第一種共同漁業権（和共第三十六号）が漁協に免許されています。（[図1](#)）この水域のなかに、この地域で「チサキ」とか「チサキケン」と呼ぶ「地先海面を占有して管理利用する慣行」（地先権）六個が存在しています。それぞれの地先権の一部水域をダイビングスポットとして指定し、このDSで地域外の市民（ダイバー）がダイビングできるようなローカルルールを漁協の主導によって作り上げ、漁協とすさみ町民だけが出資者となる運営会社「ノアすさみ」を設立し、ダイバーの受け入れ、ダイビング事業運営が行われて

います。

「地先権」の慣習が息づいている地域に目も向けてみよう

すさみ町の漁業の歴史は古く、紀州藩政時代から、カツオ釣り漁で知られ、沿岸域でのイセエビ網漁も全国有数の水揚げを誇ってきました。なかでも、カツオのケンケン漁は、「すさみ」を代表する漁法で、潜行板をつけた疑似餌引き縄釣り漁で漁獲するカツオは大型で高鮮度の「すさみケンケンかつお」ブランドとして高値取り引きされることで知られています。すさみ漁協（岩田幸男組合長）は、組合員数一八五名（正組合員一六五名）、平成十六年度の漁協市場の総取扱高は二億五千万円（三十八万四千トン）。

## 昭和四〇年合併して「すさみ漁協」に

「すさみ」は「周参見」と書き、昭和三〇年に周参見町と二村が合併して現在の「すさみ町」が誕生しました。昭和四〇年に、町内の「周参見」「口和深（くちわぶか）」

「見老津（みろづ）」「江須之川（えすのかわ）」「江住（えすみ）」「里野（さとの）」の六組合が合併して「すさみ漁業協同組合」となりました。その後、約六億円を越える水揚げ高があった時期を経て減少をたどり「このまま下降をたどれば漁協経営も赤字となるばかりか、存続の危機を迎える。幸いにもいまはまだ黒字、少しでも余裕のあるうちに対策を練ろう」（山崎輝次・前組合長）ということから、漁協主導によるダイビング事業を始めることを決意します。

漁業者が自主的・自治的に海を開放して作り出す共存共栄の道

先進地視察、事業手法の研究を始めた山崎・前組合長は、ダイビング事業を選んだ理由を次のように七項目あげています。

- ① 資金が多くかからない。
- ② 利益が早めに見込めそうだ。
- ③ 漁業者の「持ちもの」である地先の海の共同漁業権を活かすのが手っ取り早い。
- ④ DSへの渡船のたびごとに周囲を見回ることになるので密漁対策にもなる。
- ⑤ 地場産業を少しでも増やすには観光業がよい。
- ⑥ 漁協のPRになる。

- ⑦ 地区外の市民の人なら誰でも利用でき、漁村との共存共栄の道をひらいていくためのルール作りができる。

## 「コーポラティブ方式」によるダイビング事業

山崎氏は、構想を町や町議会に持ち込み意見を求めると、町内林業経営者の関係者で松田猛司氏という、地域主導型の独創的なダイビング事業を展開している人物の存在を知り、コンタクトをとります。

松田氏が提案する地域主導型のダイビング事業「コーポラティブ方式」とは、「地元漁協と組合員・地域住民だけが出資する事業運営会社（コーポラティブ）を設立し、漁協に免許された共同漁業権水域内の各集落ごとの地先権漁場をダイビングスポットとして開放し、地元漁船を船主会に組織し、渡船業務を担当し、漁協事業としてダイビング事業を行い、既存施設を生かしながら、足りない部分の施設整備には行政的な補助金を有効に使用する」というものです。具体的な内容は、

- ① 漁協（五一％）と漁業者と住民だけが出資した純粋な地域資本だけの運営会社であること。

② 漁船チャーター代は渡船業務を担当した漁業者個人に、全チャーター代をプールしておき渡船業務回数に応じて均等に支払われる。参加漁業者の現金収入につながる。

③ タンク代、施設利用料等は漁協収入に計上される。

④ 「環境保全協力金」としてダイバーから任意に一人三百円徴収する。漁協が徴収し、地先権を持つ各地区にも配分される。漁場を利用する「漁場利用料」的料金だが、名目は表題の通りとし、「海岸の清掃や環境保全のために使用する」趣旨を説明し、ダイバーは納得の上で「任意」に支払う。これまでほぼ全員が支払っているという。

⑤ 運営会社は、マネージメント、ダイビングインストラクターによる運営、PR業務等を行う。

となつています。松田氏は、コーポラティブ方式がダイビング事業の起業に有効である理由を、次のように説明しています。

「ダイビング事業は海中の美しさや魚たち、自然を観せる仕事。ダイバーが潜りたい海には、漁業権が地元漁協に免許されています。きちんと漁業権を管理して磯の資源を守り続けてきた漁協だからこそ、しっかりしたリーダーが情熱を持つ

て漁協経営改善のために漁業権の一部開放をしてダイバーを受け入れようと決断するのです。そして地域が合意できる条件と環境は、その地域の事情や地先権の内容によって異なりますから、地域ごとに、開放する共同漁業権（実際には「地先権」と呼ぶ慣習です。）の権利者が事業主体者として加わるために出資してもらう運営会社という事業主体のたいせつさを理解してもらわなければいけません。この運営会社が専門的な経営的技術的なノウハウをもって、漁協と連動してダイビング事業を行うシステムがコーポラティブ方式なのです。」

#### 地先海面を共有地のように利用できる仕組みの前提にあるもの

松田氏夫人が林業経営者の娘さんであったという地元からの信頼関係もあったが、「地先権」が法律上の漁業権とは別に慣習的に漁村地区に存在し、前述したように、すさみ町の六地区それぞれに地先海面を「共有地」のように利用し管理してきた歴史があることを、松田氏がフィリピンで体験した地域住民参加型のリゾート開発によって培われた経験知から「直感ですぐに理解できた」ということです。この点は、沿海地区の漁村起業モデルとして、漁協・漁業者・住民の合意に基づき自主的なルール形成につなげることができる「コーポラティブシステム」というアイデアが実現する重

要なポイントです。

## ローカルルール形成と「全員」の合意システム

平成五年、山崎・前組合長は、組合の理事、職員らをまじえ松田氏とともに全国のダイビング事業先進地の視察をはじめます。一方松田氏も、ダイビング適地の調査をはじめ、すさみ町の海岸線二十七キロにわたって約一〇〇ヶ所以上を潜ってしらべ、ダイバーがどういふ海のケシキを望んでいるのかを漁業者も知るべきとスキューバーダイビング体験をもらったといいます。ダイビングスポットの適地を確認し、基本的な事業プランニングができ、次の最大の課題は地域漁業者の合意を取り付けることです。

漁場である水域にダイバーを受け入れるということは、具体的には、ダイビングスポットを設置し、その地点を海底に固定したブイで示し、漁船で送り迎えし、そのブイの一定範囲のみを潜水域とします。

共同漁業権の開放のためには全員一致の合意形成が伴う

すさみ漁協が作成した「スキューバーダイビング事業」という事業計画書には、「事業実施及びそれにもなう漁場開放」という表現が使われています。

この「漁場開放」は、一般的には「共同漁業権の開放」という表現がつかわれ、また漁業者もそのような理解をしているそうです。山崎前組合長は、筆者のインタビューに、「漁業権を開放する」という言葉を使って説明してくれました。前述したような「六個」の「地先権」の確認とダイビング事業の利用の際に、「漁場開放」というときの「漁場」の位置づけを、あらためて山崎前組合長にも確認すると、それは、地域ごとの「地先権（漁場）」の意味と理解してよい、ということでした。

こうして山崎・前組合長をリーダーとして漁協理事たちは、平成七年七月から、地区単位に組合員説明会をひらき「漁場開放」の合意を取り付けることとなります。漁協が新規事業を始めようとするとき、地先海面の利用や処分にかかわる事案については、組合に免許される一個の共同漁業権であっても、支所のある地区ごとに、支所に属する組合員の合意が必要となります。山崎・前組合長によれば、次の手続きを経て、漁協の全体総会にかけることになるそうです。

①地区説明会（五カ所）↓②反対者がいる場合に個別に話し合い説得↓地区総会（全員の賛同）↓組合全体総会



山崎・前組合長は、次のように話しています。

「なんといっても事業計画を認めてもらう前に漁業権を開放するには、地区の組合員の理解を得ないことには始まりません。秘策などまったくなし。五つの地区の説明会を開いてもらって地道に話し合いを続けました。絶対に反対というよりは、地区ごとに漁場も内容も違う地先権を開放してダイビングスポットを設定することにはどうしても慎重になります。〈そんなこと認められない〉〈開放すれば密漁者呼び込むようなものだ〉となかなか合意には時間がかかるものです。松田猛司氏にも同行してもらって、漁協や組合員や地域の住民が株主になって、地域の人だけの持ち株会社のダイビング事業を運営する会社をつくり、組合員が渡船業務を行い、均等に収入増につながるコーポラティブ方式について説明をしてもらいました。あきらめずに、何度も説明会を開き説得を続けました。五カ所ともそれぞれ〈地先権〉の内容が異なりますから、別々の寄り合い（説明会）をひらいて話し合ってもらわなければならないという組合員には家まで出向き”ヒザ談判”で熱く語りかけました。結局は、二、三回の説明会を開きまして、地区のなかでこの人が話を聞いてくれるようになれば、まとまるという、長年のカンが働く段階になります。地区総会を開いて、地区の”重役”さ

んが〈やってみようじゃないか〉となって、みんなが賛同してくれました。各地区ごとに漁場開放の賛同を取り付けますと、組合の全体総会を開き、ダイビング事業の実施にともなう、コーポラティブ方式の運営会社（ノアすさみ）の設立が承認されました。とにかく全員の同意があつてはじめて事業ができるし、成功もするのです。」

#### 地域を根気よく説得してまとめる地域のリーダーの存在

こうして、平成七年七月二十一日開かれた漁協臨時総会において、「スキューバー事業の実施及びそれに伴う新会社設立及び出資の件」が全員の賛成で承認されました。「株式会社ノアすさみ」の社長には、松田猛司氏が就任し、組合員への出資公募、町内の宿泊経営者に対する出資説明会開催もひらかれ町内から広く出資希望者を募った。同年十一月一日の設立登記完了時の出資株式数四百株（二〇〇〇万円）の内訳は、漁協二〇四株、組合員一五九株、漁協職員一六株、宿泊業者九株、その他一二株。また、取締役八名・監査役二名の構成は、

○ 取締役 一名〓松田猛司氏（代表取締役）、六名〓すさみ漁協理事、一名〓町観光協会より

○ 監査役 一名〓すさみ漁協監事、一名〓すさみ町長  
となっております。また、ダイバーをダイビングスポットに案内する渡船業務を担う「船主会」に所属したチャーター船使用漁船の話は、設立時で本所地区三十八隻、支所地区三十一隻の合計六十九隻で、その後増加しているといえます。

### 漁協と住民の自治的なルール形成が海の利用に安定度を増す

この漁協と組合員と漁協に免許された共同漁業権の漁業法の裏づけと、支所のある地区集落の（図1）のような地先権の慣習実体と漁場を開放する上に当たっての地区組合員全員が合意の上で海面の利用管理ルールが作られていること、さらにダイビング事業運営会社が組合員という漁業者だけでなく、すさみ町の住民が出資者に加わって事業と経営の体制が作られていることが、より安定したローカルルールの実体を形成しているということが言えます。

さらに、松田猛司氏が強調しているのは、ダイビング事業がうまくいくためには、マネージメントノウハウも大切だが、先ず地先海面の利用を安定化させるための漁協と地域の合意形成の上に成立する「自治的ルール」に裏付けられた地域社会のルール

作りが重要である、という点です。山崎・前組合長は、「自分たちで時間をかけて作り出した約束事というのは、いちど機能しはじめるると強いものなんです。マチのかたがダイビングを楽しみにやっけてられて、海の中のことを一番よく知っている漁師と情報交換をしながら潜水をすれば安心だし、また来たい、と思ってもらえるでしょう。松田さんのような事業と経営のプロの方のノウハウと、地域の結束力が事業をよい方向へと導いてくれます。わたしらの言葉で、「ムソーエエ」とよく言いますが、漁師も、住民もきちんとコミュニケーションがとれていて、うまく進むことを、そういうんです」と話している。まさに、ローカルルールの実体とは、そのような地域組織と地域社会とが、自治体の応援は受けながらも、また、予算は小さいながらも「自治的」な取り組みをすることから、地域外の「市民の利用者」の楽しみの享受という関係が作られていくのだろうと思う。

筆者は、松田氏の案内で、ノアすさみオフィス近くの渡船専用の船着場に行き、停泊中のチャーター船に所属する漁船「加奈丸」の稲葉さんという漁師さんから、ダイビング事業に参加してみて、事業をはじめ前と何が一番変わったのかを聞くと次のような言葉が返ってきました。

「わたしもダイバーに漁場を開放することには反対をしたんですが、いざ事業が

始まってみると、ダイバーの人たちをDSに案内する仕事をとおして、ダイバーの人たちが海を大切に利用してくれまし、マチの方々と交流することが楽しくなりました。そのかわり、ダイビングスポットのブイに案内するたびごとに、その日の天候や潮流に気を使い、ダイバーが潜水している間は潮が変わらないか、天候が急変しないかと心配で、水面にあがってくる泡をずっと見つめ続けています。漁よりずっと大変ですよ。それで、胃潰瘍になってしまった。」

もちろん、専属のダイビングインストラクターがダイバーをリードしますが、こうした漁業者の参加によるローカルルールを基盤としたダイビング事業の本質を垣間見たようなひとことであした。

「ノアすさみ」のダイビング事業の案内については、

「<http://www.12.ocn.ne.jp/~noah-s/index.html>」を参照してください。

## 【事例2】岩手県洋野町宿戸

### 共同漁業権水域の限定「開放」による市民的利用の場合

岩手県三陸海岸の最北、青森との県境に洋野（ひろの）町があります。種市町と大野村が平成十八年一月一日付けで合併し新しく生まれた町です。同町の種市南漁協（平成十五年四月一日付け旧・種市町内の「宿戸」（しゅくのへ）「八木」「有家浜」「中野」の四漁協が合併）所属の吹切功一さんが、平成十八年度全国漁業協同組合連合会（全漁連）主催の魚食普及シンポジウムで発表された地元中学生を対象にしたウニ採り体験学習の事例報告の内容をもとに、表記テーマについてメールと電話で吹切氏と意見交換をした要点のみを記しておきます。

吹切功一さんから漁協研究会のメンバーは、伝統漁法のウニの素潜り漁を、地元中学生らに伝承する機会をつくり、後継者対策につながればと考え、毎年八月の数日間限定してウニ採りやむき身作業を体験できる漁業体験実習会を行ってきたといいます。また、夏休みの間中は、一定水域の漁場を開放して魚突きで魚を採ることができたり、貝についてはツブだけは採ることが可能（ウニやアワビなどその他の品種は採捕禁止）となります。はじめは、五年ほど前に、アワビ素潜り漁では、地域で二十三年間連続横綱の称号を持つ吹切信夫・研究会会長（岩手県漁業士会副会長）が、「後継者不足が深刻になっているのに、今の子供たちは自分たちが住む目の前の浜で魚や貝や海草を採って遊ぶこともできない」ということでは後継者が育つわけではない」と、漁協の承諾

を得て、地元中学生を集めて魚採りやウニ採り、ウニのむき身体験などの実習会を始めたことがきっかけになりました。

平成十七年の漁業体験学習は、八月三日から三日間、中学生二十九名の生徒が参加。宿戸地区の漁場はすぐ外海に出してしまうため養殖には不向きで、地先のウニ、アワビや海藻類の採捕が主業種のため、地元漁師や漁協は地先資源を大切に守ってきました。漁場の干潮時に水面から顔を出す「干出岩盤」（かんしゅつがんばん）地帯に溝を掘り、そこにウニを放流し、育てる漁業に地域全体で取り組んできました。したがって、密漁を防止するため、干出時には監視員を置き、誰も入城できない漁場区域となりました。「いまの漁村の子供たちは、海に入るといっても海水浴程度でプールで泳ぐだけ。夏休みの短い期間だけでも、遊泳禁止の区域や共同漁業権の水域で、ふだんは権利者以外は採捕できない区域に入って魚を突いたりツブを採って、採ったものを浜で焼いたり、一日だけですがウニを採捕することができたりウニの加工体験をする体験学習は貴重な経験になるとおもいます」と吹切功一さんはいいます。

夏休みの間だけ子供たちに開放される区域は、第一種共同漁業権区域の中の二〇〇×二〇〇メートルの前記の干出岩盤地帯。この岩盤地帯に掘られた溝にはウニが「ウジャウジャいる」水域も含まれます。この期間だけは子供たちの親の責任の範囲で貝はツブに限り、魚突きで採れる魚はどんなものでも自由に採って遊ぶことができる。この期間水域では、重要品種であるウニやアワビは前述したように採捕は禁止ですが、「ウジャウジャいる」水域だからこそ、漁師が大切に守っている重要種の生息環境をつぶさに観察することができます。子供たちは焚き火をし、潜ったり魚採りのできない子供たちは、海草をひろったり、捕獲が許されるカニやアサリやツブを焼いて食べる体験もできるのでいいです。

ウニ採り（一日）、ウニむき身体験（一日）、塩ウニ製造体験（一日）の三日間の体験学習の際のウニの捕獲サイズは五・八センチまでとし、スケールで計り小型のものは海に戻すことで、資源管理の体験になっています。

吹切さんが報告してくれた中学生の夏休みウニ採り体験は、たった一日間とはいえ、第一種共同漁業権水域におけるウニの「採捕」や、地域の規則では禁止となっている魚突き漁法を夏休みの間は開放して採捕できることなど「漁業権対象種や漁法の限定的開放」というかたちで、地元漁協や地区の漁業者が合意の上で成立する、「環境教育的」な「里海」としての漁場利用を実現しています。こうした、漁場や期間や品種の限定開放の幅については、その地区の漁場環境や漁協の事情によって異なることは当然ですが、地域の合意の上での漁業権（地先権）の開放を伴う地先水面についての「市

民的利用」の一形態として、漁業地区における「里海」づくりの試みとして注目してよいでしょう。

これまで教育的配慮としての位置づけとしてしか与えられていなかった地先海面利用における漁業権（地先権）の開放を前提とする「市民的利用」の方法を検討していく上で貴重な事例となるものと思われまます。漁業現場で、けっこう行われていそうだが、実は、「素潜り」や「魚突き」や「採捕」という共同漁業権の権利の内容を具体的に対象種・漁法を明示して、漁業体験学習が行われることは、それほどあることではなかったのです。これが「開放」の実体となるわけで、とても大切なポイントです。

海の守り人としての漁協や漁業者の意義を、漁業者たちが自主的に子供たちやその親たちを対象として、本事例のような「環境教育的」漁場開放による「里海」づくりの実践活動を行っていることを、国民一般や、あるいは、漁業現場のルール実態についてほとんど知識をもたない都市部の市民の人々に対し、きちんと知らせ、また、その機会を可能な範囲で各地で増やしていくことがぜひとも必要になっているのだと思います。

### 第3章 漁業者によるNPO設立と里海づくり

地区漁業協同組合（JF）の所属組合員と地域住民とが、ともに協力し合いながら、沿岸域の里海づくりを目指そうという取り組みが各地で起こり始めています。本章では、二〇〇七年八月に設立認可された「特定非営利活動法人（NPO）はまなこ里海の会」が、行おうとしている市民と享受しながら地域と産業の活性化を図る事業とは、どのような取り組みなのかを、地区JF組合長でもある同会、内山尚夫理事長はじめ、トラフグはえ縄漁業者である鈴木邦夫副理事長、県漁業士会副会長の白柳英明理事、元・採貝組合連合会長の鈴木庄司理事、地元市民グループ「舞阪の自然を守る会」所属で自然公園指導員の窪田茂樹事務局長らに、筆者がインタビューした内容を「里海づくり」の事例として紹介します。〔注14〕

はまなこ里海の会 平成十九年五月に、静岡県のJF浜名の組合員が中心になって「特定非営利活動法人」（NPO法人）「はまなこ里海の会」が設立され、同年八月には、政令指定都市になったばかりの浜松市の認可をうけ、同漁協の専務理事内山尚夫氏（現組合長）が同会理事長に就任しました。同会の目的は、ひろく市民に浜名湖や遠州灘の漁業生産や、自然環境の豊かさ、大切さをPRし、水産資源保護活動や体験教室などの環境教育の実践

活動を通じて地域と産業の活性化と市民との共栄を目指そうというもので、沿岸域の「里海づくり」の積極的な取り組みとして注目されています。

## 県主導でNPOが設立された経緯

——まず、内山理事長から、浜名漁協の漁業の特徴、NPO法人が設立されるにいたった経緯をお聞かせください。

**内山理事長** JF浜名は、浜名湖の湖内漁業、遠州灘の外洋漁業という多様な業態の漁業者を擁する、正組合員一〇〇八名（准組合員二七九二名）の、静岡県下でも有数の漁協です。漁業種類と水揚高は、平成十八年度で、浜名湖の採貝漁業、ノリ・カキ養殖漁業、袋網漁業を主とする湖内漁業と、遠州灘を漁場とするシラス・タチ・アジ船曳網漁業、フグはえ縄漁業や刺し網、一本釣り漁業の外洋漁業などで、七六〇〇トン、四十一億千五百万円となっています。

「里海の会」設立のきっかけは、県水産課からNPO組織を立ち上げてみないかという提案でした。もともと、西伊豆の松崎というところで棚田のオーナー制度の試み

がありまして、漁業者も、そうした市民に参加してもらって浜名湖周辺漁業をもっと知ってもらおう企画ができないかと、考えておりました。

水産課がまず企画したのは市民参加型漁業体験の「水産教室」を開こうと始まったのが、「浜名湖」海の恵み「探検隊」の企画でした。

初年度は企画会社に委託し、二年度からは漁協が事業を受けて実施しました。

**白柳理事** 漁業士会では、十数年前から小学校の総合学習のお手伝いとして、会のメンバーが講師となって、学校に出前出張授業にでかけて、まったくのボランティアで、漁業の仕事を知ってもらおう試みを続けてきた経験もありました。

**鈴木（邦）副理事長** 子供たちは、海の近くに住んでいても浜にでたり、漁業を知っている子供は少なくなりましたね。一時間かけてやりましたが、熱心に聴いてくれました。

**内山理事長** 二〇〇七年になって、「海の恵み探検隊」や「水産教室」のような市民参加型の試みを実施するNPO組織にする話がありまして、漁業士会の協力も得なが

ら、これまで経験してきたことを基にしてやってみようかということになりました。やはり、漁協が直接事業として受けるには、漁協経営の性格上からもそぐわない面もあって、漁協の事業とは切り離して、非営利のNPO法人で行うほうが、向いているのだと思います。

漁業者としては、自分たちでは難しいNPO組織の事業メニューづくりや認可申請などは県水産課が主導でやっていたいただきました。設立総会を経て「はまなこ里海の会」を立ち上げ、法人の認可を受けたのは八月になりました。

二〇〇八の二月の総会で、事業計画をはじめ決定して正式な活動を始めることになります。

## 漁業者主体の組織に市民や観光組合も参加

——漁業者が中心のNPO組織は、まだ全国でも数少ない。「水産教室」のようなボランティア活動は、ほかにも経験があったのですか。

**鈴木（邦）副理事長** 私は、トラフグはえ縄漁業をしていますが、遠州灘で本物の天然トラフグがとれるということを、もっと地元でも知ってもらいたいと、数年前に舘山寺温泉観光協会にも協力してもらって試食会やPR活動を展開し、地産地消につなげてきた経験も生きています。

私たち外洋漁業の漁業者にとっても、浜名湖の豊かな資源、たくさんの漁業養殖の形態を持ち続ける貴重な環境であることを、もっと知ってもらいたいと、漁業士会の活動や、こうした地産地消の取り組みを通じて考えてきました。

**白柳理事** 私は、袋網漁業や採貝業を湖内で営んできましたから、いま、鈴木（邦）さんが言われたように、外洋でとれる魚たちが稚魚として育つ「海のゆりかご」としての浜名湖の最適な環境を守るためには、稚魚放流や漁場保全活動など漁業者だけの力では、効果が出ないこともわかってきました。

——湖内のアサリ採貝組合の活動が、全国青年女性漁業者交流大会で農林水産大臣賞を受賞されたそうですね。

**鈴木（庄）理事** 浜名漁協採貝組合連合会会長をしておりましたとき、平成十八年の大会で「浜名湖のアサリ資源回復への挑戦」として、アサリの稚貝に食害をもたらすツメタガイ駆除作戦を市民の協力も得ながら行いました。やはり、こうした活動を通して、自分たちの漁場は自分たちで守らなければいけないという協同意識が高まりました。

アサリの天敵であるツメタガイの卵塊を駆除する取り組みに市民にも参加してもらうイベントを、十七年度に一回、十八年度に二回、十九年度に三回やりました。アサリの貝殻に穴があいている様子や、ツメタガイを水槽で見てもらったり、海の中でアサリがどうやって大きくなり、食用の大きさに成長するのかを説明し、食害を起こすツメタガイの卵を駆除してもらいます。みんな浜名湖でこういうことが起きていると驚いたり、浜名湖の漁業に興味を持ってくれたことは、大きな効果があったと思います。NPO設立で、これまで以上に、漁業者と市民との連携を深めていくことが大切だと思います。

——里海の会の役員の構成メンバーを教えてください。

**内山理事長** まず、理事長が私で、副理事長が鈴木（邦）さん。理事には、白柳さんと鈴木（庄）さんのほか合わせて漁業者六名が就きました。

市民の方は、「舞阪の自然を守る会」の方が2名、そのうち自然公園指導員もされ、伊豆で漁業者の協力も得ながら海の保全活動もされている窪田茂樹さんには、事務局長をお願いしました。事業メニューづくりや、市民との交流のためのアイデアを実践に移していただきます。

館山寺温泉観光協会役員の方にも理事をお願いしました。幹事二名のうち一名は漁業者です。市民、地元観光協会との協力を得ながら、県水産課の指導を仰ぎ「里海の会」は運営されます。

## アマモ観察会や体験漁業など豊富なメニューを提供

——事務局長の窪田さんは、市民として里海の会に、加わることの意義はどのようにお考えですか。



**窪田事務局長** 私は、浜名湖の近くに住んでおりましたが、実は、浜名湖については、水生生物や植物たちがこれだけ豊富に生態系を維持し続けていたことを、知りませんでした。それが、南伊豆の自然観察会を開催しながら、六年ほど前アマモの研究で知られる相生啓子先生（現・国際湿地保全連合顧問）について浜名湖のアマモ場調査をして、びっくりしました。

この浜名湖が、太平洋岸で一、二を誇る豊かなアマモ場を形成しているということを経験し、また教えられ、このアマモ場の存在を広く知ってもらい、保全活動をするためには、どうしても漁業者の皆さんの協力が必要でした。

**白柳理事** 浜名湖では、この藻場からモクトリといって藻を畑の肥料にしてきました。**[注15]** 窪田さんがこられて、水産教室やアマモ場の観察会を積極的に開かれ、アサリ採貝業者には邪魔もののアマモ保護を漁業者に説いて回りました。「自分たち市民は漁業者が守ってきてくれた海で遊ばせてもらっている」と自分らに話します。

そうした、努力や誠意や情熱が信頼関係を築き、市民のかたがたとの交流のために、里海の会設立に協力してもらい、事務局長をお願いしたのです。

**窪田事務局長** 活動プランは、前年に引き続いて「浜名湖」海の恵み「探検隊」として「カキ剥き」イベントを実施するほか、トラフグ漁教室、アサリ・ツメタガイ教室、カキ養殖教室、袋網漁体験教室、浜名湖独特の突き魚遊漁のタキヤ漁教室などのほか、アマモ場観察会、稚魚放流事業のほか、修学旅行の誘致などを計画中です。

これからは、漁業者が、市民の人たちの海のリーダー役になって、案内し楽しんでもらう「里海」の実現が、きっと漁業振興にも役立つのだと思います。

**内山理事長** 実際の「里海の会」の事業は二〇〇八年の総会を経てからですが、ぜひ地域の漁業者や市民の理解を得ながら、「里海」という地域の活性化につながってほしいと思います。

## 第4章 漁業権放棄済み海面に誕生した里海

【事例4】「お台場海浜公園」地先の「ノリづくり」

### 新時代の地先利用の可能性示す

東京湾奥、お台場海の公園の海に接して建つ「港区立港陽小学校」が、「ノリづくり体験」を授業に取り入れました。同校の校長先生は、新しいマチの若い家族の子供たちのために、校舎前に広がる海を教育に活かそうと考えました。

「子供たちに昔この海でたくさん採れたノリを、お台場の海で復活させ、ノリ作りを体験させたい」

埋立地にできた新しいマチ（地域）の小学校校長のアイデアと実行力

この願いを聞いた、NPO海辺づくり研究会が協力を申し出て、千葉県木更津のノリ漁業者でつくるNPO盤州里海の会、元ノリ漁業者の後継者である東京都漁連青年部有志も加わりました。さらに、東京都港湾局、国土交通省東京港湾事務所、東京港

	<p>港陽小学校でひらかれたノリすき体験（2008年1月）</p>
	<p>港陽小学校校門前に並べられた天日干し海苔簀とノリだな（同）</p>
	<p>ノリづくりを支援するノリ養殖漁業者とNPOの協力者たち。前列左から金萬さん、木村さん、実形さん。後列井上さん。</p>

埠頭公社も加わり、「お台場環境教育推進協議会」が設立され、「ノリづくり」に関する協働事業協定書が二〇〇五年十二月十二日に締結されました。**[注16]** こうした多くの人々の協力によって、東京都の海面でノリづくりが復活し、江戸前海苔の収穫が実現したのである。

本事例では、昭和三〇〜四〇年代までに大規模埋め立てが進められ、それに伴い関係地区漁協が全漁業権を放棄した水域で、埋め立て開発後も埋立地の地先になお広い範囲で海面が存在する東京湾や伊勢湾や大阪湾などでは、どのような「海の利用」が行われ、そして、その利用実態はどのような法的な位置づけとなるのかを考えてみましょう。

江戸前ノリの復活ドラマの背景にある見えない「海と人のかかわり」の仕組みに目を向けよう

NHK総合テレビの「首都圏ネットワーク」で何度も放送され、平成十八年三月十四日付け、東京新聞「TOKYO発」で「復活させた江戸前ノリ」「台場の小学生、学んだ環境」「四十二年ぶり、潮の香りおいしい」とカラー写真五枚入りで見開き二ページにわたる七段扱いの記事が載りました。記事の冒頭部分で次のように報じています。

「本来、芝・品川の手を指す（江戸前）。ここで養殖されたノリは、江戸・東京の味として全国に知られていた。高度経済成長期の埋め立てとともに江戸前ノリも長らく消滅していたが、小学校の環境教育で四十三年ぶりに『復活』した。……（ここで育つとは思わなかった）、仲間の漁師と今回のノリ養殖に協力した千葉県木更津市の漁師金萬智男さん（四六）でさえ、こう打ち明ける。今回、漁場にしたのは、港区台場の区立港陽小学校の目の前に広がるお台場海浜公園の浅瀬だ。同小が漁業関係者らに協力を呼びかけて、授業の一環として実現させた。ビルやマンションが立ち並び人工の海岸は、海をL字型に取り囲む。きれいに整備されているが、自然からはかけ離れた姿。素人目にも養殖は困難では…と映る。…年明けに浅瀬に設置した網を引き上げると、ノリは長いもので約四〇センチにも成長しており、摘み取って細かく刻み、紙をすく要領でのばして半日ほど乾燥させると、二〇センチ四方の板ノリが約二百五十枚とれた。「豊漁です」と、金萬さんは笑みをこぼす。……」（「東京新聞」二〇〇六年三月十四日付け朝刊「TOKYO発」より）

以下の記事引用は、このお台場の地先海面で行われた小学校の校長先生の発案から始まった「ノリづくり」について簡潔に重要事項を整理しているので紹介しておきます。エコライフコンサルタントの中瀬勝義さんがメールを使って発信している『お江戸舟遊び瓦版』平成十八年三月発行号に報告された記事であり、中瀬氏の了解をいただき全文転載します。

### 『お台場のふっかつ海苔作戦』港陽小学生パワーで達成！

「東京湾がもっと綺麗になり、海苔を育む体験を子供たちにして欲しい」と「東京都港区区立」港陽小学校の角田校長先生がリードして、国交省、都港湾局、東京都埠頭公社、盤州里海の会、

海辺つくり研究会、都漁連、海上保安部、PTAの協力で、大きな大きな歴史的一歩が成功しました。昭和三十五年に漁業権とともに無くなつた海苔の復活大作戦がスタートし、心配されながらも、とうとう大成功のうちに、終了しました。

干潟の海苔ヒビの網は漁師さんとダイバーさんが回収し、校舎に運び、皆で網から採集しました。その後、漁師さんから海に生えていた海苔を乾し海苔にする説明を聞きました。海に生えていた海苔を板状に広げて乾すのです。一人ひとり、海苔を採取し、板海苔にしました。

○海苔ヒビの竹を立てる（一月十三日）

○海苔の収穫（二月三日）

○海苔網の撤収（三月三日）

海苔は保護者会のお母さん方が細かく切り刻み、箱枠に一気に入れて、板状に加工した。その海苔板を校庭の木枠に付けて、乾燥させた。

今回の体験学習に子供さんたちは大きな財産を得たのではないだろうか。今まで、学校の前の海は水が綺麗ではないので、夏には近づかないように学校も、ご家庭も感じていた。しかし、今回自分たちで、海苔の学習を進め、自分たちで海苔つくりを体験する中で、お台場の海が生きた海に変化してきた。そこには貝や鳥がたくさん生きている。ユリカモメや渡り鳥がたくさん遊んでいる。四〇年前には東京港中に海苔ヒビが広がり、この周辺のお台場の海苔は大変品質も良く、高い値段で売られていたとのこと。この歴史的な産業に小学生が挑戦し、周囲の人達の心配の中で、とうとう成功したのである。子供たちは自信満々だと校長先生は話された。この企画に、ご苦労された、角田校長先生、PTA、盤州里海の会（金萬代表）、海辺つくり研究会（木村さん、森田さん）、都漁連、都港湾局の方々に、ここから感謝したい。東京湾を綺麗にするためには、先ず、都民が近づき、海で遊ぶことがポイント。高度成長期以降、忘れさせられていた、東京湾への関心が甦ってくるチャンスが創られた！ 美しい東京湾復活の大きな一歩が達成！！（中瀬勝義氏）

お台場に新設された港区立港陽小学校の校長先生の発案によって、千葉県と東京都

の漁業者が協力し、東京湾最奥部の人工海浜に続く浅瀬で、関係官庁やたくさんの方々のランテアの人々の協力を得ながらノリづくりに取り組みました。この取組みの意義を整理してみます。ノリひび建てから、ノリ種を付着させたノリ網の取り付け、生育、そして収穫と天日干し板ノリ加工に成功を収め、子供たちがその板ノリで海苔巻きにして食べました。まずこうした「環境教育的な成果」への評価が第一点あります。

また、昭和三〇年代末東京都内湾漁協の漁業権全面放棄後長く途絶えた江戸前のノリ養殖が、ささやかな規模ではありましたが「復活」したという評価が第二点です。二つの記事とも、この二点を高く評価して書かれています。確かに、この二点のみでも画期的でした。

しかし、この取り組みには、もうひとつ、記事ではまったく触れられていない三つ目の評価ができる点について指摘しておきたい。

「お台場」が地域で、その地先の海を地域の住民が利用する関係とは？

つまりこの取り組みを、海面利用の仕組みとして整理してみると、小学校と生徒の住む「お台場」地区が「地域」で、その地先の海を、地域の人が利用する関係が見え

てきます。ノリを海でつくるには、ヒビたて、ノリ網張り等の養殖行為が伴い、漁業権の免許に基づかなければ行えない法律の規定があります。しかし、この事例は、制度の壁をも乗り越えてしまいました。

つまり、「地域」が「地先」の海を、非営利の教育目的の「ノリづくり」に利用したことを考えたとき、「なりわいとくらし」を支え続けてきた海の利用の仕組みが、漁業権の存在しなくなった海においても、昔のルールと今作られつつあるルールとが溶け合って、合意形成がされ、機能したと考えられはしないでしょうか。

昔作られて消えたように見えるルールと新たに形成された地域ルールが溶け合うと「安定」度が増す

漁業権完全放棄を経て、漁業権や地先権の慣習が消失している海面においても、「市民の利用」や「環境教育的利用」が行われるときに、その水面との歴史的なつながりが深い漁業者・漁業者集団（場合によっては元・漁業者であった人々によって構成された集団や現役漁業者が構成メンバーとなるNPO団体）が利用主体者に加わったり、管理にかかわることで、より安定した利用や管理のルールが形成されるということがわかってきたのです。

## あとがき——金萬智男さんに聞く

「里海」づくりと週末漁師構想の実現へ

### ONPO組織だからできること

——金萬さんは「海めぐりの里」という言葉をつかわれています。「海めぐり」と「里海」という言葉はどのようにして使うようになったのですか。

金萬：おれら漁師にとって海は仕事場です。普通みなさまがたは「自然は大切にしよう」とか、「環境を守ろう」といいます。しかし、言葉ではもちろんわかりますが、漁師にとっては「自然」とか「環境」といっても実感がわかない。むしろ違和感があります。やっぱり、生きものを孫子の代まで残そうという気持ちは当然ありますが、つまるところ殺生したり摘み取ったりして成り立つ商売が漁業なんです。

そういう仕事場としての海や海辺や干潟は、生まれてからずっと付き合ってきたのですからスミからスミまで知っているつもりです。こうして、海や干潟を仕事場としてこれまでずっと暮らして生活をしてきたのですが、このまま、獲ったり、養殖したり、海苔を作ったりして、その生産した魚貝藻やその製品を販売するだけが漁業なのかなあと思うようになったのですね。そうして販売するだけでは生活が苦しくなっている現実もあるのですが、漁業という商売には、海や干潟やそこに成育する生き物たちの知識、気象の変化を実感したり、漁暮らしの知恵といったカタチのないものを付加価値として収入増につなげる道も選択できるんじゃないのか、ということをもっと考えてきました。

——漁業や漁協、漁村の多面的機能の評価を見直そうという水産行政や業界の動きもあります。

**金萬**：難しいことはよく分からないんですけど、自分も何十年と漁協のノリ養殖研究会をやってきて、養殖技術の改良発明はやるうとすればできるけれども、ネットショップを作ったノリを売ろうとか、みんなで天日干しノリを作ろうとかのアイデアを「組合」組織や、漁村という地区のみんなで行動しようと提案しても、そういうことは、仮に、良いことだと理解してもらったとしても現実にはむずかしいのですね。しきたりとか、伝統とか、遅れているとかそういうことではなくて、なじまないんです。見直して新しい機能を具体的に事業項目化しても、組合や地域では、実際には取り組めないことの方が現実のような気がします。

ただ、組合ではできないけれども、自分ひとりだけでは始めるならできることもあるにちがいないと、思いました。そうして、ノリ養殖生産者と漁協・漁連組織との間のルールになっていた一括集荷販売（共販事業）に全量出荷するのではなくて、自分でもインターネットで直接販売する「江戸前きんのり丸」サイトを作ったわけです。当時は、共販くずし、ルール違反という批判がありました。なぜか、私が所属していた組合は、その点寛容で黙認してくれたのです。そういうこともありまして、なんとか軌道に乗り、ネット通販の世界でも、けっこう人気のサイトに育ってくれたのです。でも、これだって運が良かったといえれば確かにそうなのです。

この経験から、一般消費者である市民の人たちに応援してもらおうことの大切さを知りたいほど知りました。そして、そうした応援してくれる市民の人たちが望んでいる、海や干潟の自然を楽しむ体験学習的な企画を提供していこうと考えた時、実行する組

織体というのは、漁協や地域に属する既存組織とは別のグループの方が、かえってうまくいくのではないかと気づきました。それが、同じ組合の組合員や地域の水産漁業関係者で、目的に賛同してくれる人だけを正会員とするNPO法人「盤州里海の会」の発想だったのです。

## 〇「海めぐりの里」づくりへ

——そう、そこが、従来の漁村、漁協運動の歴史の中でみても、まったく新しいジャンルに属する「里海づくり」と呼んでいる活動が展開されている一番大事なポイントであるように思います。

そんな“新しい”なんていうことを考えたこともなかったのですが、「盤州里海の会」を発足して、ホームページも従来の「きんのり丸」とは別に新しいドメイン（WWW・S A T O U M I ・ N E T）を取って「盤州里海の会」サイトを公開して、アサクサノリ復活の活動構想を公表しました。そうして自分がやっているノリ養殖や

アサクサノリ復活のこと、アサクサノリ復活のための活動の紹介を始めたら、反響がものすごくありました。

東京湾の“も場”復活のための造成や干潟再生に取り組んでいるNPOの活動をしている人たちが「漁師さんのNPOができることを待ち望んでいた」という応援メッセージがすぐ届きました。「ぜひ一緒に活動しましょう。協力します」という反響の大きさにびっくりしました。これまで、一緒に行動したり、勉強会や報告会やシンポジウムに参加して漁業者の立場から発言をしてくれる人がほとんどいなかった、というのですね。

——「漁師さんのNPO」を待ってましたということは、漁協の組合員として、漁協に免許された地先の海の漁業権の権利をもっている漁業者の有志が、その地区以外の人に広く呼びかけるNPOをつくったということを高く評価したのですね。

金萬：漁業権の地域権としての機能（役割）を活かして、その漁業権をもっている漁業者（つまり金萬さんたち）が、一市民として、地域外の市民の人たちと一緒に、

海や海岸域の自然や漁業の営みに触れ合う機会を「事業」として提案したということになったのだとおもいます。漁協の直接の事業では、なかなか地域外の市民の人々に対して、漁場と重なっている「海」を利用して良いということ提案しづらいという漁村や漁業地区の事情が、その背景にはあるのです。その意味で、他の地区のNPOの人たちが、「盤州里海の会」のような、漁師であり一市民でもある人たちの地域のグループの誕生を待っていたということかもしれませんね。

「里海」という言葉は、自分らが提案するアサクサノリ復活作戦や天日干しノリづくりや漁業体験などを通して、盤洲干潟を中心とする漁師と市民、子どもたち、それに地元の漁師や住民とが集うことができる「拠点」＝「海の里」づくりという構想から出てきました。

川崎の元組合長で、現在はNPO「川崎の海の歴史保存会」理事長・斉藤金作さんの天日干しノリを小学校の授業に取り入れて教えている活動を見学し、作業場で話を聞きに、中島さんと一緒にいきました。その帰りでしたね。「里海とはなんだろう」という話をしましたね。そのとき、「環境」という言葉がなかった明治以前には、環境に相当する「めぐり」という言葉があったという話を聞きまして、これだ、と思いました。「めぐる」には、人と「めぐり」あうという意味もありますね。情報を交換

したり、漁場の行き来もめぐりですね。「盤州里海の会」が盤洲干潟を中心とする「めぐり」の中で、漁師と市民の人と出会い、交流し、そしてアサクサノリ生産の復活やハマグリの生息できる昔のような干潟よみがえってほしいと願う活動に取り組むということをおぼわす言葉として「海の」「めぐりの里」がぴったりだと思いました。里海の会の活動を「海めぐりの里」づくりに目標を定めていこうと考えたのです。

## ○里海と週末漁師構想の提案

——ほんとうに「めぐり」とは良い言葉ですね。金萬さんの「里海」運動と「めぐりの里」づくりの具体的なイメージが伝わってきます。金萬さんの「盤州里海の会」の活動が刺激となって、現代の海や沿海域の利用を考えるうえで、漁業者と市民の人が海や海辺でいっしょに、新しい海の利用関係を築いていく「里海づくり」の活動をする意義を考えるようになり、「里海の主体者と“めぐり”の思想」をまとめたのです。



金萬：市民と共に作るアサクサノリ。これは、市民の応援を受けなければできなかったアサクサノリ復活プロジェクトであるという考え方でもあるのです。新しい漁業の姿ということがいえるのかもしれませんが。

——金萬さんには、もう一つふだんから主張されている「週末漁師構想」があります。どういう意味を込めた提案なのか。

金萬：中島さんから漁業権の役割には、市民が海を利用するときのルールづくりにも有効に働くというお話がありました。「週末漁師」という構想を描いたのも、これまで漁協や漁村が、閉鎖的で、ナワバリ意識が強いとされてきた原因の一つが「漁業権」にあるのではないかとこのことを考えてみたことからなんです。

市民にとってみると、自分たちには持てない権利で、それ以上に市民を排除する権利のように働く、とても遠い存在に思えるのでしょね。そのことが、海や自然やお魚好きの人々が漁業の重要性について深く考えようとはしなかったり、漁業権の理解には眼をそむけたり、むしろ遠ざけてきた理由にもつながっているのではないかと考

えてみました。すると、そういう市民の人たちにとって、遠ざけたり、場合によっては対立したりする漁業権を、地域外の市民の人たちでも海や海辺を利用するとき「享有」できる仕組みを作れないかなあと思ったのです。市民にも役立つような漁業権の性格や役割があることを理解できれば、漁業権を理解しようとか、本当はこういう権利だったのかあと、誤解が解ける場合もあるのではないのでしょうか。これが第一の考えです。

## ○市民と漁師が協力して打瀬舟で操業する！

金萬：それから、もう一点は、ふだんはサラリーマンをしていながら週末だけ漁師をしたいという人が加入できる組合があってもよいのではないかとこのことです。これまでの、乗り合いの釣り船に乗って釣りをしたり、岸壁や磯で投げ釣りする「遊漁」と何が違うのかといえれば、組合に加入することとは、負担金も払い、一定の「権利」も得られるけれども、週末だけの「プロ漁師」といえども、漁師どおしのルール

を守り、また、資源を維持する心がけや漁場としての海の環境も守る行動もなければならぬ、ということですね。おれは漁師なんだという気持ちがあるのとならないのでは、ずいぶん違います。だから、そういう漁師としての一定のしがらみを持って釣りをした、というひとには、組合員資格のワクを広げてでも、門戸を開放すべきだとおもいます。准組合員加入の資格を再検討することもできるかもしれません。

いろいろと、面倒な仕組みづくりが必要なかもしれないけれど、本気でやろうと思えば、やってできないことはないと思います。「めぐりの里」づくりの中でも、こうして仲間になった週末漁師の人たちといっしょに、東京湾で、すでに消滅してしまつたウナワ漁法や、脚立釣りや、木造の小型帆船で漁獲する打瀬（うたせ）漁法などを復活させる取り組みも可能ではないのかと思います。

こういう、おもしろくって、楽しい漁法の復活なら、釣れようが、獲れまいが、漁獲量の問題ではなく、海や水辺で楽しむ遊びの要素が重要ですから、資源を利用したり、獲りすぎの心配はあんまりしなくても良いような気がします。ただ、その権利や許可を受けるものは、旧来からの地域漁協の組合員という有資格者がなつて、漁業法や漁業許可の制度に基づき、ホンちゃん漁師と週末漁師とがグループを組んで操業を実行するということであれば、これからの時代、取り組める漁業のハバも広がるんじゃないかと思っています。

——そのアイデアは新しい「里海づくり」活動のメニューとして市民の人に喜ばれると思います。海上で江戸時代さながらの木造船で、グループでウナワ舟を操つてボラやスズキをねらう、楽しそうで、やってみたいなあ。少し前に浦安市郷土博物館で、打瀬舟を昔ながらの原寸で、しかも千葉県産の木材を使って建造し、東京湾で帆走する試みを取材したことがあります。この場合は、許可の問題で、網を入れて引くということではできなかったけれど、許可を受けることのできる有資格者が、そのグループにいて、許可を受けて、漁業として操業をするということであれば、できるはずですね。

**金萬**：そこが大切なポイントになると思います。週末漁師構想をさらに具体的に実現させていこうとするばあい、釣り人の対応だけではなく、中島さんが言われた、東京湾漁業の歴史や文化を展示したり調査研究している博物館や、「里海の会」に協力して一緒に活動をしている市民のかたがたや、NPO団体、そのスタッフの人たち、さらに、国や地方自治体の協力もえながら、東京湾で一度は消えてしまった漁業を現代

に復活させる取組みとして、木造のウナワ船や、打瀬網漁船を建造したり、操業するための漁具づくりもぜひやりたいと思っています。昔から、東京湾はひとつの「里海」だと考えていまして、湾岸の漁師は、みんなが協力し合って、漁業や養殖を続けて生きてきた歴史があります。

この現代の東京湾で、漁師や元漁師、盤州里海の会の活動をとおして、意気の通じた仲間たちと一緒にになって、木造帆船の打瀬漁船を建造して、操業したいと前々から考えています。市民の人たちと漁師が一緒になって、漁法の復活をしていくことができれば、東京湾は「一つの里海」をあい言葉に、新しい漁業という産業の生き残れる道が広がっていくんじゃないか、というようにも考えています。

——ありがとうございます。金萬さんは、「里海」に運動をつけるのは抵抗があるといつて、本稿でも使っていませんが、これは、もう「里海ムーブメント」といえるような、楽しくて夢のある、しかも、東京湾漁業のこれからを考えるためにもとても重要なエポックメイキングとなる試みとして、東京湾から全国発信していくことでしょうか。

このインタビューを行った、二年後、今年になってから、金萬さんは「打瀬舟（木造和船）を作るぞ！」プロジェクトの構想を具体化させ、五月には、「東京湾に打瀬舟を復活させる協議会」（略称：打瀬舟の会）を立ち上げてしまいました。発起人代表を金萬さんとして、十六名の委員幹事により構成されています。その趣旨は、注の最後に「参考別文」として載せておきましたのでご覧ください。

また、ひろく一口会員を募集しており、そのプロジェクトに興味のあるかたは、どうプロジェクトのホームページ：<http://utase.yokocho.com/index.html> を参照にしてください。

〔注〕 1 岩波書店『広辞苑』にのる「里山」は、第五版改訂（1998年）時に、新語として採用掲載されました。二字をひっくり返した「山里」は、近世以来使われてきた古い言葉で、「広辞苑」初版以来「山」にある里。山間の村里。」と載ります。林業利用の歴史からは、奥山に対して村里に近い山林を「里山」として江戸時代から使われてきましたが、1970年代ごろから森林生態学者により、「農用林」を「里山」と呼び、「里山のこうした二次林はたしかに自然度が低いが、人との関係からいうと、…人が平野部で農耕をするために、肥料や燃料の供給源となつて、農民と深いつながりをもつてきた森林」（四手井綱英著『森林Ⅱ』1998年、法政大学出版会）として、人間が繰り返し利用してきた集落の近くの山林は、繰り返し使われてきたために、生態系は、原生のかたちを止めず、少しずつ変化しながら里山として維持されてきたという位置づけが一般的関心と呼び、林業利用論としての検証を離れ、むしろ同書の文章に見るように、環境保全機能としての里山への関心が高まっていくきっかけとなりました。「よく考えてみると、里山はこうして直接林地を被覆する低木や落葉の採取によつて次第に痩せていって、…アカマツ山に変わり、…ナラ、クヌギ林に変わったのである。…以上のように里山を追つてくると、いわゆる里山は、稲作に不可欠で一对のものと考えてよく、わが国でも特に古くから稲作がはじまった南西日本特有の景観であると考えた方がよいように思う。しかし、稲作が化学肥料一辺倒になった現在では、この強いきずなはほぼ完全に断ち切られてしまった。…今や里山は、所有権だけが残つて、利用法のない二次林と化してしまった。しかし、日本の街の緑化としての里山の地位はその反対に今後ますます高くなるであろう。すでに里山を開発からまもり、街の緑化として存続させる運動も次第に高まってきている。どのように保全す

るかを早急に考える必要がありそうである。」（同書「里山について」より。傍点中島。）

最近では、このことばは、前者の、経済的利用の変化によつて生れてきた「里山」をいうよりは、後者の、「所有権だけが残つて、利用法のない二次林と化してしまった」（もちろんきちんと利用され続けている森林も含んでいます）里山とその周辺環境をも含めた、もう少し広い空間を里山と呼ぶようになっていきます。「里山に暮らす」というタイトルのドキュメンタリー番組がよくあります。この場合は、むしろ「山里」が正しい表現ですが、人々と陸上域における自然環境のふれあいという視点からは、「里山の利用」と「山里に暮らす」の使い分けは、ほとんどされなくなっているというのが現状です。

本稿では、「里山」の定義や、「里山」という用語をどなたがはじめて使い始めたのかには、関心もなく、また、言及しないように、「里海」についても、具体的な定義や、用語として登場してきた経緯にもほとんど言及していません。むしろ、海を利用したり管理したりする歴史のながれのなかで、これまで説いてきた言葉では説明しずらくなっている多様化した沿岸域利用実態が生れてきた新しい「沿岸域」利用の姿を「里海」を利用するというとらえ方で、その実相に迫つてみたいということにあります。ただ、筆者の「里海」を考える視点として、筆者「里海の主体者と“めぐり”の思想」（『季刊里海』創刊号。二〇〇六年、まな出版企画。）（七二頁）に整理していますのでご参照ください。

〔注〕 2 二〇〇八年開催された「里海」をテーマに掲げて開催されたシンポジウムやフォーラムを開催順にあげておきます。

① 一・一九「里としての海を考えるシンポジウム―里海から里海へ、自然・ひと・協同を考える」全

漁連主催（二〇〇七年度水産庁委託事業「環境・生態系保全活動支援調査・実証事業」）同基調講演・内山節「里海へのメッセージ」

②二・一〇「さとうみシンポジウム―真の豊かさとは？古くて新しい理念としての里海を考える」NPO法人黒潮実感センター主催（共催：高知大学。後援：高知県・大月町・新聞社テレビ局各社・国交省四国運輸局他）

③二・二九～三・二「海辺の環境教育フォーラム2008 in いえしま(播磨灘)―里海で地域と協働して海辺の環境教育を展開しよう!!」同実行委員会主催（共催：兵庫県青少年本部。協賛：家島漁協・坊勢漁協・家島観光事業組合・ひょうご環境創造協会。後援：環境省・水産庁・国土交通省港湾局・環境大臣会合等兵庫県推進協力委員会・兵庫県・姫路市他）

④三・一五「(里海)の自然再生と浅海資源―茨城の海から考える」第二十二回常磐・鹿島灘の漁業を考える会水産海洋地域研究集会（共催：水産海洋学会・茨城県水産試験場。後援：那珂湊漁協・磯崎漁協・ひたちなか商工会議所）

〔注〕3 柳哲雄著『里海論』二〇〇六年。恒星社厚生閣。「沿岸海域の自然修復・再生の基本、すなわち「里海」を実現する基本は、沿岸海域で太く・長く・滑らかな物質循環を実現するに置かなければならない」（同書三一頁）という主張を、一九九八年「沿岸海域の「里海」化」（水環境学会誌）他で発表しています。

〔注〕4 水産庁パンフレット「ゆたかな自然、やすらぎに満ちた里海（うみ）づくり―水産業・漁村の多面的機能」及び、水土舎「平成十八年度環境・生態系保全活動支援調査委託事業―沿岸域の環境・生態系保

全活動の進め方（暫定指針）」二〇〇七年他。

〔注〕5 本田直久氏（内閣官房総合海洋政策本部事務局参事官）「海洋基本計画―三つのキーワードが意味するもの」（「漁協の共済」二〇〇八年六月号「リレートーク」筆者インタビュー）で、「おそらく、法令規則文としては、初登場でしょう。まだ成熟していない言葉を使ってよいのか、という、パブリックコメント（ご意見）も頂戴しましたが、「豊かで美しい海域を創るといふ（里海）の考え方の具現化を図る」といふ第二部の1に、載せました。…中略…つまり、「生物多様性の確保と生物生産性の維持をはかり、豊かで美しい海域をつくる」という、両立を図ろうとする考え方であろうと思います。国際的には「ワイズユース」（賢明な利用）という考え方が定着していますが、日本で出せる一つの答えでもあると考えられますので、水産資源の管理と利用に関するさまざまな施策を進めるにあたっての方向を念頭においている言葉であるとご理解ください。」と述べています。

〔注〕6 ①漁業者が主体となるNPO組織による「里海」づくり活動の重要なポイントは、地域の漁協では、活動しづらい（できない）、市民や他地区の人々と連携して、漁業者としての海の守り人としての、漁業権有者であることを活かし、海の経験と知識をひろく地域外の人々にアピールしていることです。地域における漁協が果たすべき役割を、漁協外のNPO組織をつくることで、地域の新しい産業育成や自然の保全活動を進めていく事例ともいえます。

② 漁協の従来の青年部や婦人部活動による、「漁業者が進める植樹活動」や「漁場や海岸地区の清掃」のほか、広い意味で漁業生産に結果として活かそうとする「漁業」的活動としての「里海」づくり活動

といえます。また、カキ養殖漁業者でもある畠山重篤さんの「森は海の恋人」は、海と水（川）と森とが一体となって人々の暮らしを支えてきたというアピールを全国に発しました。彼自身「里海」をとりたてて口にはいみませんが、漁業者と市民との連携に絶大な影響を与えたという意味で、漁業者による「里海」づくり活動と共通しています。

〔注〕7 本稿でその活動に触れていたり、筆者の取材に協力いただいている主な団体のみあげました。そのほかの団体を含めて、活動内容を伝えるホームページURLなどは、本稿参考資料集サイト、<http://www.manabook.jp/satoumisiryou.htm> を設けましたので、ご覧ください。

〔注〕8 浜本幸生編著『海の「守り人」論』（一九九六年。まな出版企画）第一編「漁業権ってなんだろう？」を参照ください。

〔注〕9 浜本幸生著「漁業権消滅後の水面で生じる事態について」（『ローカルルールの研究』佐竹五六・池田恒男筆者他共著。二〇〇六年。まな出版企画）中の「漁業権を消滅させることに伴う重大な負の事態」（二六四頁）に、「やっかいな現象」のメカニズムを詳細に論じています。

〔注〕10 佐竹五六・池田恒男・筆者他共著『ローカルルールの研究』（二〇〇六年。まな出版企画）序（佐竹五六）は、「土地・水・海面等の利用に関しては、おそらく人間社会の誕生とともに古くから、その利用者間において、地域的な自主的なルールが形成されてきたと考えられ、そのなかである種のルールは、現在なお実定法体系のうちに組み込まれ、一定の法的保護が明文上保障（林野入会権、建築協定等）されている。自主的な地域社会のルールは、さまざまな分野にさまざまな形で存在することを考えれば、その意

義は単に水産沿岸海域利用にとどまらず、広く生活環境一般に係るさまざまなルールにも及ぶとともに、学問の観点からも法律学、政治学はもとより社会学、経済学、環境論等多様な領域の学問にかかわる問題である。」と述べています。

〔注〕11 前掲『ローカルルールの研究』各章にくわしいが、裁判の経緯を表にまとめた「資料Ⅱ―大瀬埼ダイビングスポット訴訟と沖縄県伊良部島ダイビング訴訟の経緯」参照してください。本稿参考資料集サイトに、<http://www.manabook.jp/satoumisiryou.htm> に、全表を掲載してありますので、ご覧ください。

〔注〕12 前掲『ローカルルールの研究』第二章 池田恒男「判例評釈」参照。

〔注〕13 すさみ漁協は、2007年の漁協合併により、現在は「和歌山南漁協すさみ支所」という名称となっている。しかし、漁業権行使の実態に変わりはないので、本稿では旧来のすさみ漁協という名称を用いた。

〔注〕14 JF共水連機関誌『漁協の共済』一三六号（二〇〇八年二月号）リレートーク欄に掲載した記事を一部修正し再掲載しました。「NPO法人はまなこ里海の会」の活動の詳細については、同会ホームページ <http://www.4.tokai.or.jp/satoumihamanako/> を参照ください。

〔注〕15 湖沼の藻場の役割りと利用の歴史については、『里湖モク採り物語 50年前の水面下の世界』（平塚純一・山室真澄・石飛裕・共著。二〇〇六年、生物研究会発行）参照。同書の「里湖」は、「さとうみ」と読ませている。

〔注〕16 「お台場環境教育推進協議会協働事業協定書」は、「ローカルルール」及び「里海づくり」の実例と

して大切な内容を提示しており、全文紹介しておきます。

## 「お台場環境教育推進協議会協働事業協定書」

お台場環境教育推進協議会（以下「協議会」という）は、港区立港陽小学校において実施される地球環境に優しい、夢のある学校を目指す取り組みを支援するため、次のとおり協定を締結します。

（課題認識の共有）

1 協議会は、お台場の豊かな自然や文化を蘇らせるために、港陽小学校の取組を支援し、協議会会員が協働していくことが必要であるという課題を共有します。

（目的）

2 お台場の自然資源である海を活用しながら環境教育を推進させるため、光合成により光エネルギーを活用する例としてお台場において海藻（海苔）の育成実験を行い、海藻（海苔）ができるまでの自然エネルギーの役割を学習するという教育活動を推進していくことを目的とします。

（事業）

3 前項の目的を達成するため、協議会会員は役割を分担しながら課題を解決し、お台場海浜公園において、海藻（海苔）育成実験を行うとともに、育成実験の過程や採取した海藻（海苔）を用いて、港陽小学校における環境教育に関する授業実施を支援します。

（会員）

4 協議会は、原則として以下のものを会員とします。

港区立港陽小学校。東京都港湾局臨海開発部。国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所。財団法人東京港埠頭公社。

NPO 法人盤盤州里海の会。NPO 法人海辺つくり研究会。

（アドバイザー）

5 協議会は本事業を円滑に推進するために、協議会会員が全員一致で認めた場合、アドバイザーを置くことができるものとします。ただし、無償とします。

（協働事業の分担）

6 事業実施にあたっては、次のとおり役割を分担します。

① 港区立港陽小学校

- ・ 協議会を代表し全体を統括します。
  - ・ 児童および教員を参加させます。
  - ・ PTAへの広報を行い、PTAの参加を促します。
  - ・ 事業費を負担します。
  - ・ 広報活動を行います。
  - ・ その他事業を円滑に進めるために必要と思われること。
- ② 東京都港湾局臨海開発部
- ・ 事業の実施場所を提供します。
  - ・ 水域占用に配慮します。
  - ・ 許認可申請手続きに関するアドバイスをを行います。
  - ・ 広報活動を行います。
  - ・ 港陽小学校において実施される環境教育授業を支援します。
  - ・ その他事業を円滑に進めるために必要と思われること。
- ③ 国土交通省関東地方整備局東京港湾事務所
- ・ 広報活動を行います。
  - ・ 港陽小学校において実施される環境教育授業を支援します。
  - ・ その他事業を円滑に進めるために必要と思われること。
- ④ 東京港埠頭公社
- ・ 事業の観察を行い、情報提供します。
  - ・ 事業実施に必要な船舶を無償で提供します。ただし、燃料費は実費精算するものとします。
  - ・ 広報活動を行います。
  - ・ 港陽小学校において実施される環境教育授業を支援します。
  - ・ その他事業を円滑に進めるために必要と思われること。
- ⑤ NPO 法人盤州里海の会
- ・ 海苔の育成における現地作業を行います。
  - ・ 海苔を育成し利用できるようにするための道具及びノウハウを提供します。
  - ・ 港陽小学校において実施される環境教育授業を支援します。
  - ・ その他事業を円滑に進めるために必要と思われること。
- ⑥ NPO 法人海辺つくり研究会
- ・ 協議会を運営するための事務局を行います。
  - ・ 海苔の育成における現地作業を行います。

- ・ 事業を実施するために必要な許認可申請手続きを行います。
- ・ 港陽小学校において実施される環境教育授業を支援します。
- ・ その他事業を円滑に進めるために必要と思われること。

7 協定締結日より3年間とします。ただし、協議会会員全員の協議が整った場合は、期間を延長できるものとします。

8 協議事業成果の公表  
(協定書に定めのない事項)

9 この協定書に定めのない事項、もしくは協定の解釈に疑義が生じた事項については、必要に応じてその都度、協議会会員が誠実に協議の上、決定するものとします。

10 この協定は事業の進展によって生じた問題点に対応するとともに、諸体制の改正に応じて、協議会会員の協議により変更を行うことができるものとします。

11 この協定は平成17年12月12日から実施し、協定の失効については、協議会会員が協議の上、決定するものとします。

この協定の締結を証するため、協議会会員の数分を作成し、それぞれ記名押印の上、それぞれ「通ずつを保有します。

平成17年12月12日

協議会代表・港区立港陽小学校：校長 K(捺印)  
 東京都港湾局臨海開発部：部長 S(捺印)  
 国交省関東地方整備局東京港湾事務所：所長 M(捺印)  
 財団法人東京埠頭公社公園事業部：部長 S(捺印)  
 NPO法人盤州里海の会：理事長 K(捺印)  
 NPO法人海辺つくり研究会：理事長 Y(捺印)

〔注〕17 筆者ブログ <http://satoumi.cocolog.nifty.com/blog/> から、本稿資料集サイト、及び記事補記・補

注などをごらんいただけるようリンクしてありますので、参照にしてください。



参考別文

## 打瀬舟（木造和船）を作るぞ！

東京湾で活躍していた木造和船！打瀬舟を建造して、東京湾の風を受けながらベイブリッジやレインボーブリッジの下を走ってやる！

東京湾に打瀬舟を復活させる協議会（略称：打瀬舟の会）を立ち上げました。（所在地）〒292-0005 千葉県木更津市畔戸8番地：TEL/FAX 0438-41-1344：発起人代表：金萬智男

下記の趣旨（最終版ではありません）で実現に向けて進めたいと思います。

興味のある方は下記アドレスにアクセスいただいでメールマガジン登録をお願いします。

[http://www.satoumi.com/kinnori\\_nm2/](http://www.satoumi.com/kinnori_nm2/)

■趣旨：豊かな海美しい東京湾を目指し、その活動を多くの市民に・東京湾の流域人口3千万人々広げる為にも見た目の美しいシンボリックな打瀬漁の復活は必須であると感じます。

東京湾でも昭和40年頃までは千葉県・検見川浦安、東京都・羽田、神奈川県・子安等でアマモ場の中で帆をあげ潮風を受けて海上を滑るように網を引く「藻エビ漁」として打瀬舟を使った打瀬漁が盛んでした。その後、高度成長期とともに干潟の干拓・埋め立てにより藻場が消失この伝統的な漁は衰退し消滅しました。日本の中で漁業として成り立っているのは北海道・野付湾の打瀬が現存しています。又、観光を含めた場合は熊本県・芦北町や茨城県・霞ヶ浦には残っています。野付の打瀬漁の場合は漁業資源保護の一因である藻場を守る事も重要とされていることが特長です。近年、全国各地で資源保護や生態系維持の目的で藻場の保全・再生活動が市民や行政の下で盛んに行われるようになってきました。東京湾内でも横浜を中心として活動する市民・行政が一体となった「金沢八景－東京湾アマモ再生会議」等が藻場再生に成功しています。

藻場の保全・再生の他にも打瀬舟建造には下記の目的も含まれます。そのひとつは、素晴らしい「日本の伝統」木造船技術を有する舟大工の技術継承です。現在のままでは消えていくばかりの技を打瀬舟を今建造する事により記録し、新しい舟大工を生む為にも伝統的な技法を伝えなければならぬという事です。しかし、単なる復元ではなく見た目は美しい姿を残しながら最先端の技術（知恵）を取り入れるのも次世代が建造することを考慮して必要と考えます。

そして重要なのは木造の舟を作るには手入れされた森が必要であるという事です。

森林の保全は豊かな海を育みます。そして健全な森林は保水力も高く、自然災害を防ぐ効果もあります。さらに微量ですが二酸化炭素固定にも役立ち動力に関しても海ゴミを利用したバイオ燃料等を導入し地球に優しい技術を積極的に取り入れることも重要です。そして将来この漁が見直された時は海の資源保護と森林の保全に役立つと信じます。日本の水産自給率は30%程度と低迷している。それらをも含め、多くの子供達や市民を対象にし、打瀬漁体験を通して多くの問題や課題に対処するための、環境・海洋教育に役立つと信じています。

打瀬舟をシンボルに森林の保全、藻場の再生、舟大工の技術継承さらに環境・海洋教育を通じ、豊かな海美しい東京湾を目指します。

### 時事余聞

◇：政府の教育改革がやっと始まる。中央教育審議会の専門部会が学習指導要領の見直しを決めた。教育再生懇談会も改案をまとめる。いずれも学力低下の元凶と目されたゆとり教育を根本から改め、教科書の質と量の充実を狙う。なにしろこれまでの学習指導要領が授業時間を二割も減らし、欧米諸国より格段に少ない時間割となった。当然、学力は低下の一方。たとえば日本の算数は世界一の水準、読解力も群を抜けて高かった。それが現在は算数は六位、読解力は十四位までに転げ落ちた。

◇：それどころではない。文化庁の最近の調べではもっと衝撃的な数字が出ている。日本語の慣用語や言葉について七割の人が意味を取り違えている。例えば「鞭を飛ばす」「惘然」の意味がまるで分かっていなかった。日本は明治維新からおよそ百年の間に西列国の近代国家に追いついた。その下支えとなったのは江戸時代からあった寺子屋教育だった。武家の子弟は中国の四書五経を幼少の頃から習わされた。町家や商人の子も「読み書きそろばん」を寺子屋で習っていた。当時も識字率は世界でも有数の高さにあった。

◇：ただ、昔から誤用はかなりあった。たとえば「侃々諤々」は普通の教養人でも「けんけんがくがく」と当然のように読んでいた。恐らく「喧々囂々」と「緒くたにした結果に違いない。「侃々諤々」は正しいと思ったことを剛直に議論すること。一方の「喧々囂々」は口々にしゃべってやかましい様子を指す。史書に「千人の諾々は一士の諤々に如かず」とある。「諾々」とはやかましく騒ぐことではない。剛直に我を言うことである。

◇：日本の国の運命を誤らしめた国賊的ゆとり教育が始まって十年。教育はもともと百年の計に基づくべきだといわれてきた。足許の計画をしっかりと決めると同時に長期の方針を見据えておかないといけない。孔子も「遠き慮りなければ、近き憂いあり」(論語)といわれる。経済も政治も最近の評価が低い。政府の今回の教育改革が朝令暮改に終わらないよう期待したい。(K)

### 編集後記

「里海」の概念は具体的にどんな定義があるのだろうか。里山は「人里近くにあって、その土地に住んでいる人と暮らして密接に結びついている山と森」ということのようにです。一方、里海はようやくどう考え、どんな行動につなげるか煮詰まってきましたと筆者は述べています。本稿は漁業の利用と市民の利用についても分りやすく説明、「大瀬崎ダイビングスポット裁判」や各地で取り組む具体例を紹介しています。筆者に心からお礼を申し上げます。

「水産振興」 第四八七号

平成二十年七月一日発行

(非売品)

編集者 中澤 齊 彬

発行人 中澤 齊 彬

発行所 東京都中央区豊洲1-1-1

東京水産振興会

財団法人 東京水産振興会

電話(03)25331811

FAX(03)25331816

印刷所 株式会社印刷センター

(本稿記事の無断転載を禁じます)

ご意見・ご感想をホームページよりお寄せ下さい。  
URL <http://www.suisan-shinkou.or.jp/>